

障害児通所支援について

1 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて

学校等の休業に対応するため、特に支援が必要であり、家庭で過ごすことが困難な児童生徒についての支援のみに縮小して実施をお願いいたします。特に支援が必要であり、家庭で過ごすことが困難な児童生徒の具体的な事例については、以下のとおりとなります。

★ 特に支援が必要であり、家庭で過ごすことが困難な児童生徒の具体例

- ① 保護者が以下の事情等で仕事を休むことが困難である。
 - ・ 病院等の医療従事者
 - ・ 食料品店やドラッグストア等生活必需品を販売する店舗の従業者
 - ・ 金融機関の従業者
 - ・ 公共交通機関の従業者
 - ・ ひとり親家庭
- ② 保護者の疾病、障害等がある。
- ③ 家庭で保護者等と過ごすことにより、児童への虐待のリスクがある。

2 保育所等訪問支援について

対象の訪問先である学校は休業、保育所や学童クラブ等については、規模を縮小しての実施となるため、訪問先の状況も確認しながら、実施をお願いいたします。また、乳児院や児童養護施設への訪問についても、継続して実施するようお願いいたします。

3 居宅訪問型児童発達支援について

対象となる児童が、重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児となっており、通所が困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を継続して実施するようお願いいたします。

なお、支援にあたっては、かかりつけ医との連携を行い、実施するようお願いいたします。